

鹿島市運賃協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じ住民の生活のための旅客の輸送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため、鹿島市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じた住民の生活のために旅客運送を確保する必要がある路線又は営業区域にかかる運賃・料金等に関する事項。
- (2) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員（以下「委員」という。）は、市長のほか次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者をもって充てる。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者（乗合又は乗用）
- (2) 九州運輸局佐賀運輸支局の職員
- (3) 鹿島市区長会の代表者
- (4) 住民又は利用者の代表者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が前条各号の職を離職その他のやむを得ない事由により辞任した場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、市長又はその指名する者を充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 やむを得ない事情により協議会に出席できない委員は、職務上関係する者を代理者として出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 5 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。
- 6 協議会は、原則公開するものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

（協議結果の取扱い）

第7条 協議会において、協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（報酬）

第8条 委員の報酬は、これを支給しない。

（事務局）

第9条 協議会の運営を円滑に行うため、協議会に事務局を置く。

- 2 協議会の業務は、鹿島市広報企画課において処理する。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。